

亜細亜友之会外語学院

細則－課程における修了に関する規定

(目的)

本細則は、本校の各課程における修了認定の基準および成績算出方法について定め、教育の質を保証し、学習成果を公正かつ客観的に評価することを目的とする。

(修了要件)

各課程の修了は、以下のすべての要件を満たした場合に認定する。

1. 出席率が85%以上であること。
2. 学習・生活態度に関する評価の平均値が3.0以上(5段階評価)であること。
3. 修了試験の得点が60%以上であること。

上記1～3で算出された総合成績において、D以上を修了とする。

(評価配分)

総合成績は、以下の各項目に対する配分割合に基づき算出する。

- (1) 出席率：30% (2) 学習・生活態度：25% (3) 修了試験：45%

(成績の算出方法)

(1) 出席率の評価

出席率85%を基準として15%とし、以下の式により算出する。

$$\text{成績 (\%)} = 15 + (\text{出席率} - 85) \times 1$$

(2) 学習・生活態度の評価

5段階評価の平均3.0を15%とし、以下の式により算出する。

$$\text{成績 (\%)} = 15 + (\text{平均評価} - 3) \times 5$$

(3) 修了試験の評価

得点60%を25%とし、以下の式により算出する。

$$\text{成績 (\%)} = 25 + (\text{得点} - 60) \times 0.5 \text{ (総合評価)}$$

上記3項目の成績を合算し、総合成績とする。

総合成績	100～90%	A	69～60%	D
	89～80%	B	59%以下	F(不合格)
	79～70%	C		

(修了認定の特例および補足)

1. 修了試験において不合格になった者の対応

修了試験においてFになったものは再試験(レポート提出を含む)を行う。

2. 授業履修時間数不足者の対応

授業履修時間数が85%に満たない者については、課程終了時に「補習授業計画」に基づく個別補習を実施する。この補習は、本来の授業への参加(出席率)を代替するものではなく、不足した「授業履修時間数」を回復させるためのものである。

3. 早期進学者の取り扱い

課程終了前に高等教育機関への進学が決定した者は、進学先の「入学許可証」及び「退学届」を提出することで、在籍期間の学習を修了したものとみなす。ただし、これは課程の「修了」とは認定せず、以下の書類を発行する。

- 学習期間証明書
- 学習成果評価書
- 学習状況調書

4. 提携校との協定による特例

提携する海外の大学・高等学校からの入学において、当該機関との協定により6か月または1年の学習期間が設定されている場合は、その期間をもって修了とする。出席率は期間に相当する総授業時間の85%以上とし、学習・生活態度および修了試験については通常の修了認定要件に準じる。

(学習・生活態度に関する評価基準)

学習・生活態度については、以下の5段階評価基準により判定する。

評価	内容
5	優
4	良
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

評価対象項目は以下の5つとし、各観点における具体的な態度を評価基準とする。

1. 勤勉

- 学習目的が明確で、目標達成のために継続して努力している。
- 指導を自己成長の機会と捉え、改善意識を持って取り組んでいる。

2. 自主性

- 自助努力の重要性を理解し、粘り強く課題に取り組んでいる。
- 将来の目標に向けて計画的に学習している。

3. 積極性

- 新しい知識や文化に関心を持ち、他者の意見や異文化に対しても前向きに理解を深めようとしている。

4. 協調性

- 他者への配慮を持ち、クラス内外において協力的に行動している。
- 新しい環境でも円滑な人間関係を構築しようと努めている。

5. 礼儀

- 学校や社会の規則を理解し、主体的に遵守している。
- 周囲の人々に対して礼儀正しく接し、感謝の心を持って行動している。

2026年4月1日施行